

標 題 : 『自治労専従役職員互助年金共済会』2025年4月1日新規加入申し込み手続きに
ついて
発信番号 : 自治労発2025第0145号
発信日付 : 2025年2月7日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、自治労専従役職員互助年金共済会の新規加入申し込みは、毎年4月と10月の年2回のみとなっています。

4月1日の新規加入申し込みの時期が近づいておりますのでご対応をお願いいたします。

なお、3月末脱退者のいる県本部は、別添の脱退通知兼給付金選択届にて、締め切り日までに送付いただきますようお願いいたします。

記

1. 加入について

(1) 加入条件

2024年10月2日から2025年4月1日までに就任した自治労各級機関の離籍・非在籍専従役員、および入職した（もしくは4月1日付で入職予定の）書記・職員等。（詳しくは、下記の「互助年金共済会規則」第4条加入条件をご参照ください）

自治労各級機関の役職員の資格を有する者が加入することができることとし、以下のとおり定める。

- (ア) 自治労大会で承認された離籍役員および非在籍役員
- (イ) 自治労の各級機関の職員
- (ウ) 自治労会館および各県の自治労会館などの専従役員および職員
- (エ) 地方自治総合研究所および各県の地方自治研究センターなどの職員
- (オ) 自治労法律相談所の職員
- (カ) 前各号に準ずるもので中央執行委員会がみとめたもの

(2) 受給資格

互助年金は、加入者の方が長期間加入し続け、年金として受け取る事を前提に制度設計されています。

具体的には、加入期間が15年以上の方に年金の受給資格が生じ、15年未満の方（短期間で脱退）については脱退一時金を選択していただくのみとなります。

しかしながら、脱退一時金は実際に積立てた本人負担分と事業主負担分の合計額より大幅に減額されてしまう点にご留意下さい。

2. 新規加入の申込方法

(1) 『自治労専従役職員互助年金共済会加入申込書』を単組に送付し、県本部で回収してください。

(2) 回収した『自治労専従役職員互助年金共済会加入申込書』を『加入申込一覧』に集約し、個別の『加入申込書』と『加入申込一覧』の両方を、自治労総合企画総務局（総務）互助年金担当者へ3月14日（金）までに郵送してください。

3. 脱退について

(1) 3月末脱退者の「脱退通知兼給付金選択届」の原本を3月12日（水）必着で自治労総合企画総務局（総務）互助年金担当まで送付ください。

(2) 脱退とは、「互助年金共済会規則」第4条加入条件の資格を喪失した場合です。改正前の互助年金共済会規則・細則では、定年退職は資格喪失の扱いとなっていました。第165回中央委員会の改正を受け、定年退職後、そのまま再雇用者となった場合、継続加入いただけることとなりました。

このため今後、単組または県本部で定年退職となり再雇用となった場合は、特段の手続きは行わず、そのまま加入できますのでご注意ください。

(3) 脱退者の受取金の試算については、互助年金事務局までお問合せください。

(4) 脱退もしくは新規加入がない場合もご連絡ください。

4. お問い合わせについて

お問い合わせは、自治労総合企画総務局（総務担当）野角までお願いします。

問い合わせ先：03-3263-0262

添付ファイル：

新規加入申込書.doc

互助年金共済会改正規則・細則.docx

自治労専従役員互助年金共済会脱退通知兼給付金選択届.docx